

	検討課題（項目）	現行区基準	検討結果	方向性
	第3子以降の保育の優先利用について	一律加点（プラス5点）	<ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹加算については、現行どおりの取扱いとする。 ・一方、兄弟姉妹加算により、第1子の入園につながりづらい現状があるとともに、兄弟姉妹が認可保育園と認可外保育施設等の別園となった場合の日常の送迎時間の問題など、それぞれの立場からの主張は相容れないものであるため、多胎児への加算の議論も含め、引き続き、公平かつ適正な指数のあり方について検討する。 	継続審議
	育児短時間勤務等に関すること	育児短時間勤務は4歳児クラスまで	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てをしながら同時に仕事も続けられるよう、育児休業の充実（育児休業期間の延長や給付の全額補償、男性の育児休業取得の促進等）や、短時間勤務・在宅勤務・テレワーク・ワークシェアなど柔軟な勤務形態の導入など、乳幼児をもつ父母社員への企業の配慮促進といった取り組みを推進するよう、引き続き区から、育児のための労働施策利用促進について、国や都に要望をしていくとともに、区内事業者等への要請も別途検討する。 ・区の0歳児の待機児童は依然高い数値で推移しており、当面は外勤者が育児休業を切り上げて入園を申込み状況が見込まれることから、上記の国への要望の進捗状況等を踏まえ、5歳児クラスの途中退園制度の廃止の時期を別途検討するとともに、保護者に一定の予告期間を設けることとする。 ・外勤者だけではなく、自営業者等も含めた育児のための労働施策に対する区の考えを保護者に示すため、「保育のごあんない」や区ホームページ等に別途掲載する。 	継続審議
	保護者のいずれかが未成年である場合の優先利用について	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者のいずれかが満18歳未満である場合は、優先利用の対象とする。 ・現規則で規定している、保育の利用基準「前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合」の後に「（保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合を含む）」を加える規則改正を検討する。 ・十代での妊娠出産はその後の生活に大きな社会的リスクを抱えていく可能性も高く、行政としてもさらに踏みこんだ支援をする必要があるため、妊娠期等に保育所の利用を促すなどの働きかけを行うなど、区は取り組み内容を随時発信していく。運用方法や保育料の算定方法については、別途検討が必要である。 	見直し

	検討課題（項目）	現行区基準	検討結果	方向性
	同一指数世帯の優先順位について	同一指数世帯の優先順位(3段階) 所得階層の低い順	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設に位置づけられた施設であり、児童福祉的な観点から保育を行う施設である。福祉政策的な考えから、「同一指数世帯での優先順位」については、現行どおりの取扱いとする。 ・一方、所得の高い世帯からの不公平であるとの意見があることから、保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であること、同基準に関する区への考え等を保護者に示すため、「保育のごあんない」や区ホームページ等に別途掲載し、区民の理解を得るよう努める。 	見直しは行わない
	配偶者及び同居祖父母の疾病等により介護が必要な場合の優先利用について	あり(プラス2点) 同一世帯内に全介護が必要な重度の障害を有する世帯員がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるダブルケア等により、緊急時に保育が必要な場合は、これまでどおり、現行制度の緊急保育において対応する。 ・一方、緊急保育の期間の延長については(最長2ヶ月)、個々のケースにより判断しているが、保護者が傷病のため継続して長期入院をする場合などの養育困難世帯においても、継続して預かることができないなどの弊害が生じている。 ・そのため、緊急保育の期間延長をするケースについては、通常の有償受託点(6ポイント若しくは5ポイント)にさらに2ポイントを加算する。 ・緊急保育の期間延長の取扱い等については、関係所管課による協議のもと、有償受託の加算のため緊急保育を利用する等の誤った運用を抑制する仕組みを検討する。 	見直し
	保育所近隣に居住する住民の保育所への入園に関する優先利用について	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・この優先利用が保育所整備の政策目標の達成に効果があるのか不明確な状況であるとともに、近隣の範囲については、整備地によって起因する内容も異なるため(工事期間の騒音・振動、工事車両・運営後の送迎時等の交通問題、子どもの声等)、その設定が非常に困難であり、継続審議とする。 ・当面は、優先利用の規定のない現行どおりの取扱いとするが、整備施設においては、近隣住民が参加できる在宅子育て支援事業や地域交流事業等を活性化するなど、近隣住民が保育所の新規開設により理解を得られる運営方針等を提案していけるよう、整備・運営事業者との協議に努めることとする。 	継続審議

	検討課題（項目）	現行区基準	検討結果	方向性
	保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・国の通知により、優先的な取扱いについて配慮を要請されている事項であるため、優先利用の対象とする。 ・私立認可保育園の一時保育・定期利用保育の特別枠（保育園に入園できず職場復帰できない保育士を対象）の設置を新たな優先利用の手法として検討し、平成29年4月入園の選考結果を踏まえ（私立認可保育園に勤務する区内在住保育士の選考結果等）、その運用方法等を別途検討することとする。 ・保育の利用・調整基準の指数の見直しについては、都や他自治体の状況等を踏まえ、平成30年4月入園選考からの時限的な適用を目指し、具体的な基準等を引き続き検討していく。 	見直し
	早生まれの子どもへの対応について	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体で実施している入園予約制度は、育休明けの年度途中での入園申込みをしてもらうために、4月の受入れ定員に空きをつくることとなり、区の現状では一人でも多くの子どもに入園してもらうことが最優先であることから、今後の待機児童数の状況を踏まえ、引き続き検討することとする。 	継続審議
	産休・育休明けの予定の調整基準について	あり(プラス5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度の利用を促進する働き方改革の動向や、育休制度のない自営業や事業所等における就労状況等との均等を踏まえながら、区の現行制度の取扱いについて、今後、検討していくこととする。 	継続審議